**○復興庁告示第五十一号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年十月二十三日付けで認定した復興推進計画（三沢市復興推進計画（認定番号青森第七号））に係る指定金融機関を平成二十七年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社みちのく銀行
二　住所　青森県青森市勝田一丁目三番一号

**○復興庁告示第五十二号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年十月二十三日付けで認定した復興推進計画（三沢市復興推進計画（認定番号青森第七号））に係る指定金融機関を平成二十七年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　農林中央金庫
二　住所　東京都千代田区有楽町一丁目十三番二号

**○復興庁告示第五十三号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年六月三十日付けで認定した復興推進計画（丸森町復興推進計画（認定番号宮城第五十四号））に係る指定金融機関を平成二十七年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社西日本シティ銀行
二　住所　福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目一番一号

**○復興庁告示第五十四号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年十月二十三日付けで認定した復興推進計画（石巻市復興推進計画（認定番号宮城第五十五号））に係る指定金融機関を平成二十七年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社日本政策投資銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

**○復興庁告示第五十五号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年十月二十三日付けで認定した復興推進計画（相馬市復興推進計画（認定番号福島第六十号））に係る指定金融機関を平成二十七年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社七十七銀行
二　住所　宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番二十号

**○復興庁告示第五十六号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年十月二十三日付けで認定した復興推進計画（南相馬市復興推進計画（認定番号福島第六十一号））に係る指定金融機関を平成二十七年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社七十七銀行
二　住所　宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番二十号

**○復興庁告示第五十七号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年十月二十三日付けで認定した復興推進計画（南相馬市復興推進計画（認定番号福島第六十一号））に係る指定金融機関を平成二十七年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社東邦銀行
二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

**○復興庁告示第五十八号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年十月二十三日付けで認定した復興推進計画（富岡町復興推進計画（認定番号福島第六十二号））に係る指定金融機関を平成二十七年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

**○復興庁告示第五十九号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年十月二十三日付けで認定した復興推進計画（田村市復興推進計画（認定番号福島第六十三号））に係る指定金融機関を平成二十七年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社東邦銀行
二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

**○復興庁告示第六十号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年十月二十三日付けで認定した復興推進計画（田村市復興推進計画（認定番号福島第六十三号））に係る指定金融機関を平成二十七年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

**○復興庁告示第六十一号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年十月二十三日付けで認定した復興推進計画（田村市復興推進計画（認定番号福島第六十三号））に係る指定金融機関を平成二十七年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社みずほ銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目五番五号

**○復興庁告示第六十二号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年十月二十三日付けで認定した復興推進計画（田村市復興推進計画（認定番号福島第六十三号））に係る指定金融機関を平成二十七年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

**○復興庁告示第六十三号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年十月二十三日付けで認定した復興推進計画（田村市復興推進計画（認定番号福島第六十三号））に係る指定金融機関を平成二十七年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社埼玉りそな銀行
二　住所　埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目四番一号

**○復興庁告示第六十四号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年十月二十三日付けで認定した復興推進計画（田村市復興推進計画（認定番号福島第六十三号））に係る指定金融機関を平成二十七年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　三井住友信託銀行株式会社
二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

**○復興庁告示第六十五号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年十月二十三日付けで認定した復興推進計画（田村市復興推進計画（認定番号福島第六十三号））に係る指定金融機関を平成二十七年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　農林中央金庫
二　住所　東京都千代田区有楽町一丁目十三番二号

**○復興庁告示第六十六号**

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年十月二十三日付けで認定した復興推進計画（田村市復興推進計画（認定番号福島第六十三号））に係る指定金融機関を平成二十七年十一月二十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年十一月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社足利銀行
二　住所　栃木県宇都宮市桜四丁目一番二十五号